

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成20年9月30日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計236人。うち230人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の86%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計14人。最年少は15歳。平均年齢24.5歳。

○年度別保護実績（合計236人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	14人（タイ6人・台湾3人・中国2人・フィリピン2人・バングラデシュ1人）

○都道府県別保護実績（合計236人）

愛知県	51人	長野県	31人	東京都	**23人	千葉県	28人
秋田県	18人	島根県	14人	栃木県	10人	広島県	*9人
鳥取県	9人	群馬県	7人	大阪府	7人	神奈川県	7人
福岡県	6人	岐阜県	6人	茨城県	5人		
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人		
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人							

*6人が島根県より、**3人が群馬県より移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績（236人のうち80人）

平成17年4月1日～平成20年9月30日までに80人の一時保護委託を実施
内訳 婦人保護施設32人・母子生活支援施設28人・民間シェルター19人
児童自立援助ホーム1人

○平均保護日数 24.3日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。